

委託契約の締結について

下記のとおり委託契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 契約の目的 委託名 高機能消防指令センター消防救急デジタル無線設備更新業務委託
委託場所 霧島市消防局情報司令課ほか
- 2 契約の方法 随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）による
- 3 契約の金額 金 2 3 7 , 6 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 所在地 福岡県福岡市南区横手一丁目12番45号
氏 名 株式会社富士通ゼネラル
九州情報通信ネットワーク営業部 部長 島崎 浩成

（提案理由）

高機能消防指令センター消防救急デジタル無線設備の更新業務について、委託契約を締結しようとするものである。

（参考）

委託期間等については、別紙のとおり。

(別 紙)

高機能消防指令センター消防救急デジタル無線設備更新委託業務

1 整備概要

消防局情報司令課内の無線回線制御装置、管理監視制御装置、遠隔制御装置、霧消本部基地局無線装置、溝辺町上床公園敷地内の霧消西基地局無線装置、福山町福山分遣所内の霧消東基地局無線装置、中央消防署並びに隼人分遣所、福山分遣所、溝辺分遣所、北消防署、霧島分遣所及び横川分遣所（以下「各分遣所」という。）内に設置する指令用無線装置、中央消防署及び北消防署並びに各分遣所に配備する車両に設置する移動局無線装置、携帯型移動局無線装置の整備

2 委託期間

開始予定年月日 議会の議決を得た日から起算して2日目

完了予定年月日 令和8年3月31日